

# 消防研究センターに 求められるもの



消防研究センター 所長 渡邊 洋己

消防研究センターは、本年、その前身である消防研究所の創設から65年となります。

消防研究所は、昭和23年、GHQの指導のもと、自治体消防の創設と併せて、「中央に消防技術の向上、消防機械、資材の改善、検定、火災予防の科学的研究等を目途として消防研究所を設置する（警察制度審議会答申）」ことから設立されたものであり、火災に対して極めて脆弱な我が国の都市、消防等の状況を、科学的な予防対策により向上させていこうという、GHQの消防担当行政官の強い思いがあったようです。当時、GHQから、特に具体的な業務として求められたものは、米国のUL（Underwriters Laboratories）が念頭にあったものと思いますが、都市等級制度の運用と消防機械の検定の実施でした。都市等級制度とは、都市ごとに市街地の状況や消防力による建物火災危険度を評価し等級で示し、火災保険料率に反映させることを通してその改善を図るというものです。消防研究所では職員を各都市に派遣し調査を行い、5年間で230都市の評価・等級の設定を行っています。最終的には、保険制度を介して改善を図るという米国的な考え方は我が国に根付かず、形を変えて「消防力の基準」、「消防力の整備指針」として我が国の消防体制の整備に貢献するものとなっていったものです。消防機械の検定は業務が拡大し分離されて、日本消防検定協会の設立に至っています。

当時の幹部の回想を読みますと、このような直接的な業務に忙殺されるなか、これらの基準・規格の設定の基礎となる科学的な知見を積み上げるため、火災予防等の基礎的な研究にも注力させ、研究成果をあげることや研究人材の育成に尽力したことが記されています。

また、施設面では、設立以降、旧中央航空研究所から引き継いだ戦中の木造バラック建物しかない状況が長期に継続しましたが、昭和38年、民間の寄付も集め、屋内での火災実験が可能な消火研究棟が建設され、それ以降、本格的な施設整備が行われていきました。

私が、最初に消防研究所を訪れた昭和63年には、消防防災の各分野において、専門性を有した研究官や、ほぼ現在に近い施設等の状況が整っておりました。私は、以来、消防庁の様々な課室の勤務において、火災等の事故に対する対策や規制緩和方策の検討を経験して参りましたが、消防研究所の研究官の科学的な知見に基づいた助言や火災実験施設における実証などによって的確な対応がとられてきたものと考えております。

平成13年から独立行政法人となった消防研究所は、平成18年、消防大学校消防研究センターとして消防庁に戻りました。現在、火災原因調査業務が、消防研究センターの中核的な業務の一つともなっており、消防庁長官の行う火災原因調査の実務のほか、各消防機関の行う火災原因調査等への技術的な支援業務を広範に実施しております。

消防研究センターは、今後とも、国、地方を通じた消防防災について科学的な観点からの技術支援業務に貢献をして参りたいと考えています。また、そのために、必要となる科学技術研究と研究人材の育成に努めて参りたいと考えています。